

広島県告示第二百六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
箕島地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		郡市・区						
箕島町		町						
		大字						
寺崎北	寺崎						字	
七五二六番一	五七一九番四	五七一九番二	五七一九番六	五七二三番三	五七二三番一	五七二五番一	五七一九番八	地番
標柱二号、三号及び五号	標柱一二号	標柱一一号	標柱八号、九号及び一〇号	標柱七号	標柱六号	標柱四号	標柱一号	標柱番号